

2015 長野県職労自治研集会 開会あいさつ

2016年2月9日(火) 長野市 ホテルメルパルク長野
長野県職員労働組合 中央執行委員長 湯本和正

県職労自治研集会へ県下各地から参集いただきました皆さん大変ご苦労様です。中央執行委員長の湯本和正でございます。

開催にあたりまして、県職労を代表して本集会の基調提起を含めてごあいさつを申し上げます。

まず、職場・地域で地方自治の確立に向けて自治労・県職労運動を力強く展開しておられる組合員の皆さまに改めて敬意を表します。

また、この後ご講演をいただく岩崎先生におかれましては、大変お忙しいなかお越しいただき感謝申し上げます。

加えまして、「長野県の行政が県民本位に行われるために、その組織はどうあるべきか」という本集会のテーマに賛同いただき参加いただきました県本部傘下の市町村職労の皆さまにも感謝申し上げます。

長野県職労における自治研集会の歴史は古く、第1回集会を1958年(昭和33年)4月に開催し、その後の未開催であった時期はありましたが、今回で41回を数え、自治労本部が第1回集会を開催した翌年に長野県職労は集会を開催しています。

地方自治を巡る当時の情勢は、市町村合併で中央統制の地ならしに成功した自民党政府が、府県を廃止して「道州制」実施の第二の工作を執拗に続け、これを受けて地方制度調査会が「広域的な地方行政の確立が緊要である」との答申を行い、道州制施行への布石を打った時でした。

当時、これに自治労や時の社会党をはじめ知事会などが猛反発し、さすがの自民党政府も世論に屈しています。(以上「長野県職労運動史」から。)しかし、この道州制の論議は自民党の地方統制をはかるうとする道具として復活しています。

こうした時期から始まった、自治労、県職労の自治研活動は「真の地方自治」を取り戻し、住民本位の自治を自ら確立していく運動として50年以上の歴史があり、今日まで連綿と取り組まれています。

そして、今や自治研活動は自治労運動の柱のひとつとして位置づけられています。

さて、自治体や地域公共サービスを担う職員が住民のために業務改善など仕事のことを考えることは日常的な業務として有り得ることであり、結果として重なり合う同じ目的、方向に自治研活動と何が違うのかと疑問を投げかけられることがあります。

なぜ自治労が地方自治について調査・研究し、情報交換し合いながら政策提言を行うのかという本質論は、自治研活動が生まれた経過の中にあります。

自治研活動の意義は、地方公務員労働者が自らの賃金・労働条件の向上を目指し、組織の内部のみの

運動に集中していた時代からの脱却を目指してきた歴史的経過にあります。

地方財政危機への対応に迫られていた自治労は、「人員不足、労働強化という問題をそれ自体としてのみ取り上げるのではなく、職場のなかに地方自治体をめぐる多くの問題を明らかにし、自治体を住民のものにする努力が必要なのではないか」という考え方(自治労の自治研に関するHPから引用)から、時の財政危機と公務員パッシングによる官民分断攻撃に対抗するため、自らの仕事が住民のための仕事となること、そして、地方自治=住民自治であるとする基本的な運動を進めなければ、賃金闘争などの労働組合内に回帰する運動を進めることに対する住民理解が得られないとする考え方によるものなのです。このことに、自治労が自治研活動を取り組む本質があります。

労働組合の基本的役割は言うまでもなくその組織内における組合員の賃金・労働条件を維持・改善させながら生活水準を向上させていくことです。そしてこれらの運動に加えて、私たち自治労は、公共サービスを提供していく労働者が組織する労働組合として、さらに広範な目標を掲げています。

そのひとつの目標に「やりがいのある仕事ができるよう、話し合い考える場を提供すること」が掲げられています。

自治体をはじめ、住民と直結した地域公共サービスを担う者にとって、だれしものが仕事にやりがいを持ち続け、住民から喜ばれ、自らが役立っていると実感できることを望み、実践しているはずですが、実際には組織であるが故の内部での摩擦や予算、人員不足など、理想と現実との乖離のなかで様々な障壁として存在し、思いを成し遂げられないといったジレンマに陥っていることが多いのではないのでしょうか。

自治研活動はこうした職場で働く者が希求する事柄を話し合い、研究して労働組合として主体的に実践していく活動です。

本日、この集会に参加いただいていることももちろん活動の一環ではありますが、本来の自治研活動は、「職場自治研」というフレーズがあるように、職場や地域に立脚した運動(活動)でなければならぬと考えています。

本日の集会は、職場自治研の延長線上に位置付けられ、その実践結果を情報交換し合い、検証していく場であると考えています。

肩肘張らず、日常的に組合員が思っている仕事に関すること、住民からの要望(苦情)を話し合い、

とりまとめ、先行事例などに学びながら、何ができるか考えて実践してみること、これが「職場自治研」です。本日松本支部と北信支部の報告をいただきますが、こうした身近な取り組みから発展させていくことが重要です。そして、この活動を通じて組織強化、拡大も望めるところにも自治研活動の意義が存在します。

私たち公共サービスを担う労働者の立場は、その仕事上の立場もさることながら、地域では住民の立場でもあり、労働者の立場も併せ持っています。だからこそ多面的なものごとを考えることができる立場です。そして何より公共サービスの質を高めることができる当事者であることを忘れてはなりません。

自治研活動のもう一つ重要な点は、「政策提言」に結び付ける取り組みを迫及することです。調査研究によって、労働組合内部でできる活動の領域を超えて、予算や組織改革など自治体等の体制にかかるとも求めなければ実践できない課題も生ずることがあります。これらの壁を超えるために求める取り組みが政策提言です。三つの立場をもつ私たちだからこそできることがあります。

そして、労働組合運動は何だか難しい、負担だと感じているのであれば、まず個々の組合員が日常の本務に焦点を当ててみてください。携わっている業務に関しては個々の組合員はいわばプロです。だからこそ本質的な問題点の把握や具体的な提言が可能なのです。自負と確信をもって自治研活動を進めましょう。

さて、本集会のテーマに関する基調を少し述べさせていただきます。

昨年の6月8日に阿部知事は県行政機構審議会に対して「現地機関の組織体制を中心とした県の行政機関のあり方について」諮問しました。阿部知事が二期目の立候補に当たって示した基本政策の一つに「地方振興局」構想があります。これは2007年（平成19年）に策定された「長野県行財政改革プラン」に盛り込まれたものの、2008年（平成20年）9月の行政機構審議会の答申には時期尚早とされたものです。

なお、現在の「行財政改革方針」にも現地機関のあり方について検討すると示されており、この具現化をはかろうとするための論議が現審議会の中心といえます。

また、加藤長野市長が意欲を示している県と長野市保健所の共同設置も検討されています。

県の現地機関の見直しはこれまでに何回となく繰り返されてきました。時代の要請に適応する組織見直しは不可避であり、否定するものではありません。しかし、その見直しの根底にあるものが何であるかが問題です。

政府自民党による地方歳出の抑制施策の一環として行われている聖域なき「行財政改革」は、行政需要をベースとしない、単に「人員削減＝歳出削減」という流れの過程に組織見直しがあるといわざるを

得ません。こうした根底にあるものの実現を優先し、職場実態を顧みず、理念のみを先行させて理屈で押し通すのであれば徹底的に対抗しなければなりません。

地域公共サービスの維持・向上には何よりマンパワーが必要であり、このことは誰もが否定するものではありません。しかし、国主導で進められてきた「定員適正化計画」により、国家公務員はもとより、長野県をはじめとした、地方公務員の定数は削減され続けています。その一方では時間外勤務が恒常化し、事務事業の見直しも限界のなか、心も身体も病んでいる職員が数多く存在します。このような状態で県民に対し良質な地域公共サービスを提供できるのでしょうか。こうした視点も含めて組織の有り方を検討すべきです。

私たちは行政を現場で直接担うプロです。加えて、市町村や日常的に地域公共サービスを享受することとなる住民側の目線も意識できる立場でもあります。

本集会には、市町村職の皆さんも参加いただいていますので、市町村側からみた県行政への提言も期待しています。

集会では、こうした視点、論点をもとに現場に立脚した論議を進めていただき、自治研活動の目的の一つでもある「政策提言」の素材を提供いただきたいと考えています。

現在、行政機構審議会での審議が進められていますが、本格的な論議はこれからです。形ありきの論議ではなく、現状そして将来を見据えた課題を明らかにし、組織内での業務のあり方も含めた検討も必要と考えます。こうした意味では過去の組織を否とする考え方ではなく、県民サービスのあり方を基点として原点に立ち返って論議することも必要と考えます。

連合長野の中山会長が審議会委員として参画していることから、これまで、県職労の考え方を中山会長に情報提供しながら審議会への対応を進めてきました。

2016年度はいよいよ審議会の答申に向けた論議が行われます。また、長野市保健所のあり方についても方向性が確定するものと思われます。県職労として、本日の集会を契機として、より磨きをかけた組織見直しに対する提言を策定したいと考えていますので、積極的な論議をお願いいたします。

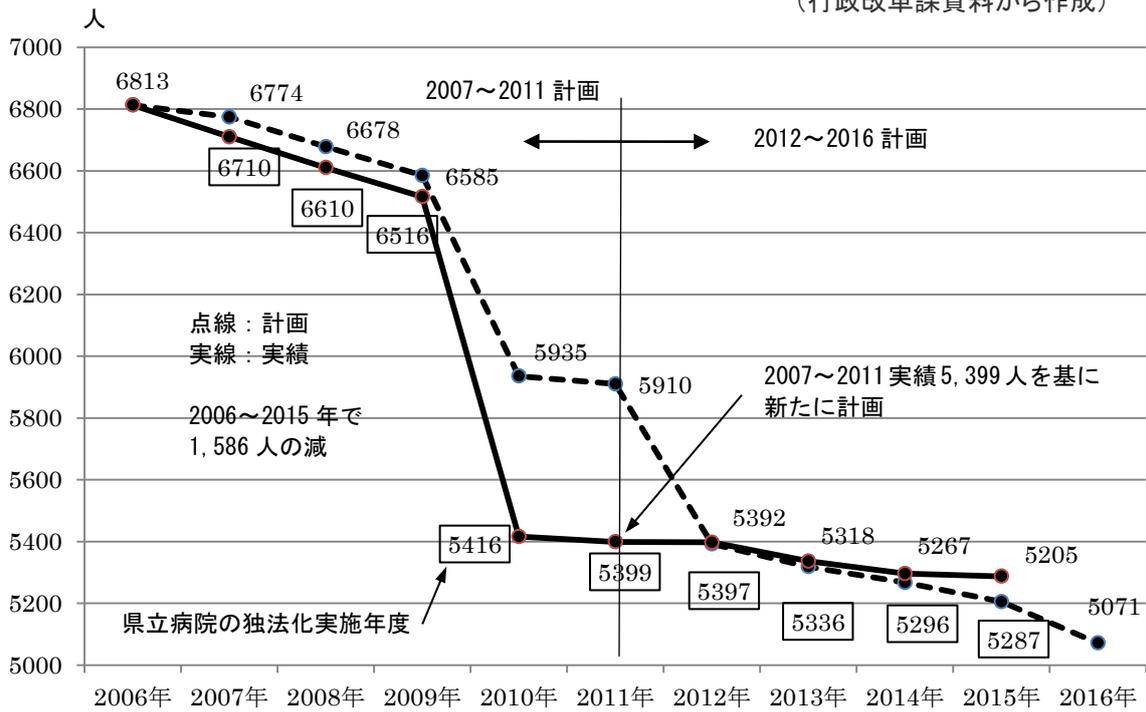
最後に、本日のテーマは本集会によって完結するものではありません。むしろこれからが重要な時といえます。多くの組合員の皆さんが真の地方自治の主役たる立場を自覚し、住民のためにより良い地域公共サービスを自信をもって提供するにはどうあるべきかという一点で、引き続く組織の有り方について、考え実践するためのひとつのきっかけとなることを期待するとともに、最後まで参加と活発な意見交換をしていただきますようお願いし、開会にあたってのあいさつと基調の提起とします。

本日は大変ごくろうさまです。

資料 1

一般行政職員の定数計画と削減実績

(行政改革課資料から作成)



※一般行政職員：知事部局・議会事務局・行政委員会・公営企業職員

資料 2

長野県行財政改革プラン（平成 19 年～平成 23 年）抜粋

(2) 現地機関の見直し

県民や市町村と直接接する機会の多い現地機関は、本庁にも増して利用のしやすさと利用者から見たわかりやすさが重要であり、それが住民サービスの向上にもつながっていきます。利用者からの視点に加え、組織のスリム化・効率化の観点を考慮しつつ、本庁、現地機関全体として、連携のとりやすい組織にします。

〈これまでの経過〉

ここ 20 年ほどの間で実施してきた現地機関の見直しの大きなものとしては、昭和 61 年と平成元年の地方事務所の統合、平成 9 年の保健所と農業改良普及センターの統廃合などがあげられます。近年の道路など交通網の整備、中でも新幹線や高速道路などの高速交通網の整備の進捗により県内の各地域間の時間距離は大幅に短縮し、また、国による行政組織の必置規制が緩和されてきたことなど、県の現地機関を取り巻く環境は大きく変化しています。更に、市町村合併が進展し、10 年前に 120 あった市町村が、現在では 81 となるなど、県を形づくる市町村の姿にも大きな変化が見られます。

〈課題の整理〉

利用者からの視点や取り巻く環境の変化に対応した現地機関の見直しを行っていきます。現地機関の見直しの大きな課題としては、

- 現地機関の権限強化と総合現地機関の検討
- 現地機関の統廃合を含めたあり方の検討

などがあげられます。

この総合現地機関の検討と現地機関の統廃合を含めたあり方の検討は連動したものとして議論していく必要があります。また、業務の内容とそれに見合った管轄区域や、市町村合併の進展に伴い、合併後の市町村に見合った現地機関の姿も考慮に入れて検討していく必要があります。これらの検討の対象としては、主として、県内をいくつかの管轄区域に分けるなどして複数配置され、その役割から県民生活や市町村に影響が大きい現地機関として、

○地方事務所○福祉事務所○保健所○農業改良普及センター○建設事務所○砂防事務所○教育事務所などが考えられます。

〈見直し、再編の実施〉

行政機構審議会において、本庁部局の統廃合と併せて議論してまいります。現地機関の業務は、本庁以

上に県民生活や市町村と密接に結びついていること等を考慮し、十分議論を重ねる意味から本庁部局に関する答申の概ね1年後の平成20年度中の答申に基づいて、平成21年度を目途に現地機関の見直しや再編を行います。

〈緊急的な対応〉

緊急性の高いものや、本庁部局の統廃合との関係などで早期の見直しが必要なものについては、本庁部局の統廃合とあわせて平成20年度を目途に見直しを行っていくことも検討します。

資料3

長野県行政機構審議会答申（平成20年9月4日） 抜粋

(3) 総合現地機関についての考え方

総合現地機関については、平成19年3月策定の『長野県行財政改革プラン』において、組織的課題の一つとして「現地機関の権限強化と総合現地機関の検討」が掲げられています。こうしたことを受け、総合現地機関のメリット、デメリット・課題を検討したうえで、次のような対応案を当審議会としてとりまとめました。

(ア) 総合現地機関のメリット、デメリット・課題

○メリット

- ・事務や権限を幅広く担う体制整備により、総合的行政サービスの提供が可能になること
- ・各現地機関の管理部門の統合によりスリム化が可能になること

○デメリット

- ・十分な権限委譲を行わないと中二階的組織となるおそれがあること
- ・責任の所在が不明確になり、屋上屋になるおそれがあること
- ・組織が大きくなることによるマネジメントの困難性
- ・意思決定に時間がかかり、災害時の対応などに遅れが生じるおそれがあること

○課題

建設事務所の見直しについては、「一気に10所に再編することは難しく、多少時間をかけることも必要」との見直しの方向性の整理がされており、しばらくの間は、業務の集約は検討されても、各広域1所体制とはならないことが想定され、広域圏ごとに一つの総合現地機関としてまとまる状況ではないこと

(イ) 対応案

前記のメリット、デメリットを比較考慮し、また、総合現地機関の対象として必須の現地機関である建設事務所が、当面、広域圏単位の事務所体制とならないことなどから、総合現地機関の設置は現時点では行わないことが適当と考えます。

一方、広域圏において県行政の総合調整を図っていくことは必要であることから、地方事務所に、その役割として総合調整機能を持たせることが適当です。

そのための措置として、次の3点の対応が必要です。

- ① 地方事務所については、10所の地方事務所としての設置条例がないことから、新たに「地方事務所設置条例」を制定
- ② 現行は町村のみである管轄区域について、新たな条例においては、市を含む広域圏全体を規定
- ③ 新たな条例上に、それぞれの地域の現地機関全体の総合調整機能を地方事務所に付与することを明記

資料4

長野県行政・財政改革方針（平成24年～平成28年）抜粋

(2) 現地機関の見直し

本県では、平成21年4月に保健福祉事務所や建設事務所を含む大規模な現地機関の見直しを実施してきましたが、本庁同様、見直しの成果を検証しつつ、今後とも県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、自主性・主体性の強化、住民の利便性確保の視点などから、現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

また、試験研究機関については、新たな総合5か年計画の方向性を踏まえ、あり方や機能の見直しを行います。

- ・松本消費生活センター岡谷支所の本所への統合（H24.3 廃止）
- ・介護センターの廃止（H24.3 廃止）
- ・流域下水道事業の直営化（諏訪湖流域下水道）